

# 公立大学法人山口県立大学と長門市との包括的連携協力に関する協定書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と長門市（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携協力のもと、人的・知的資源の交流及び活用を図ることで、地域の活性化と相互の発展に寄与することを目的とする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域づくり・文化振興に関すること
- (2) 健康福祉の向上に関すること
- (3) 人材育成・教育に関すること
- (4) 国際交流推進に関すること
- (5) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること

## （有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、平成33年（2021年）3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、平成33年（2021年）4月1日から1年間更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

## （その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

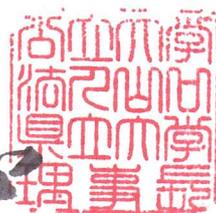
以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年（2018年）11月5日

甲 公立大学法人山口県立大学

理 事 長

前川剛志



乙 長門市

市 長

大西倉雄

